

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(労働雇用課)

ページ  
—

## 規 則

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号の三

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に訓練を受講した場合における当該期間内の受講手当の日額は、七百円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

号 外 (六) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火曜日 金曜日) 発 行 (休日相当るときは翌日)

平成二十二年四月一日

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター